

# 『改訂1版 新 保育士養成講座』における

## 主な改訂内容について

今回の改訂にあたっては、原則として平成24年9月現在で成立・公布、発出されている法制度等の内容を反映させます。ただし、施行日が平成25年4月で決定している法律等については、改訂1版の刊行が施行日前になる可能性も踏まえて、施行日を併記するなど表記も配慮します。また、編集作業中に新たに発出されたガイドラインなども可能な範囲で反映します。

1. 児童福祉施設最低基準に関する記述の修正
  - (1) 「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」(平成24年4月施行)にあわせた修正
  - (2) 特に社会的養護施設の最低基準に関しては、平成24年5月31日に改正通知が出ているため、この通知にあわせて修正
2. 児童福祉法改正に伴う障害児施設体系などの整理に関する表記およびこの改正に伴い児童福祉法の条文が整理されているため反映が必要
3. 児童虐待防止法改正に伴う表記の修正
4. 予算の組み替えによる事業項目の修正
  - (1) 保育対策等促進事業のメニュー内容
  - (2) 保育所分園事業の定員要件や延長保育事業の要件、病児・病後児保育事業の要件など
5. 障害者自立支援法(平成25年4月から障害者総合支援法)に関する記述の修正
6. 第三者評価基準ガイドラインの改正(保育所版、社会的養護)
7. 子ども手当から児童手当へと制度が変更された内容の反映
8. 「子ども・子育て新システム」から子ども・子育て関連3法に関する記述を修正
9. 初版刊行後に策定された新たなガイドライン(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン・食事の提供ガイドライン・感染症ガイドライン2012年改訂版、救急蘇生法の指針2010など)の反映加筆
10. 統計数値を最新のものに更新する